

茨城県原子力安全対策委員会開催結果

- 1 日 時； 令和4年7月22日(金) 10時00分から11時30分まで
- 2 場 所； ホテル・ザ・ウエストヒルズ・水戸 2階 千波西
- 3 出席者； 別紙1のとおり（報道関係者4社4名、一般傍聴者6名）
- 4 結 果；
議題1 「三菱原子燃料株式会社における加工施設分析設備等の施工に関する不適切事案
について」

審議結果

別紙2のとおり

茨城県原子力安全対策委員会（令和4年度第1回）出席者名簿

○ 茨城県原子力安全対策委員会委員

桐島 陽 東北大学多元物質科学研究所 教授【Web】
 寺井 隆幸 東京大学 名誉教授
 中島 健 京都大学複合原子力科学研究所 教授
 古田 一雄 東京大学大学院工学系研究科 教授
 安 隆之 みとみらい法律事務所 弁護士

○ 三菱原子燃料株式会社

大和矢 秀成 代表取締役社長
 大牟田 弘文 執行役員 東海工場副工場長
 浅田 義浩 社長付
 小林 亨 総務部長
 清水 純太郎 生産管理部 主幹
 小川 和英 総務課 統括主務

○ 事務局（茨城県）

深澤 敏幸	茨城県防災・危機管理部原子力安全対策課	課長
加藤 友章	同	原子力安全調整監
宮崎 雅弘	同	事業所安全対策推進監
山口 敏司	同	課長補佐
石川 隼人	同	主任
泉田 亮	同	主任
大島 雅史	同	技師
松浦 拓哉	同	技師

議題 1 「三菱原子燃料株式会社における加工施設分析設備等の施工に関する不適切事案
について」に係る審議結果

【古田委員長】

それでは、議事に入ります。

本日の議題は、三菱原子燃料株式会社における加工施設分析設備等の施工に関する不適切事案についてです。

三菱原子燃料株式会社から、資料 1 についてご説明をお願いいたします。

【三菱原子燃料株式会社】

三菱原子燃料の社長をしております大和矢でございます。

本日はよろしくをお願いいたします。

私は、本年の 1 月からこの任に当たってございまして、本日は少々説明が行き届かない部分もございまして、何とぞご容赦をお願いいたします。

当社は、原子力発電炉用の燃料製造の専門メーカーでございまして、1971年から茨城県の東海村と那珂市で、地域の皆様のご理解を得ながら、50年以上にわたって事業を続けてまいりました。

2011年 3 月の東日本大震災を経て、新たな安全基準である新規制基準が施行されましたが、これに合致させるために、私どもは、2018年の秋から生産を休止し、従来をはるかに超える安全な工場にするための工事を行ってまいりました。

この対応は、新規制基準に合致させる目的に加えて、東日本大震災を経て原子力に対する信頼が揺らぐ中、地域の皆様にこれまで以上の安全・安心を感じていただくためにも重要なことであるというふうに考えて実施してきたものでございます。

本日ご説明させていただく内容につきましては、地域の方々を含めて、関係各位に多大なご心配、ご迷惑をおかけするものでございましたが、私が社長として先頭に立って、全社を挙げて一丸となって再発防止に取り組んできておりますので、その様をご確認いただきたいと考えております。

本日は、このように多くのお忙しい先生のお時間をいただいて恐縮ではございますが、何とぞよろしくをお願いいたします。

【三菱原子燃料株式会社】

(資料 1 説明)

【古田委員長】

ありがとうございました。

それでは、原子力規制委員会の評価結果の概要について、事務局のほうから補足説明をお願いいたします。

【事務局】

(参考資料 1 - 1、1 - 2 説明)

【古田委員長】

ありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思います。ただいまの説明につきまして、ご質疑があったらお願いいたします。

中島委員。

【中島委員】

京都大学の中島でございます。

丁寧な資料1の説明、おおむね理解できたかと思えます。ありがとうございました。

まず、確認ですが、10ページのところの分析設備の概要の中に、最後の括弧の中で、N R A殿のご指導もあり、これらすべての装置を1基ずつ設工認対象設備として申請しているという記載がございますが、これは、もともとの事業許可の中での位置づけで、まずこれらの分析装置というのが、いわゆる安全設備という位置づけになっていたのかどうかというところで、それが安全設備として挙がっているのであれば、その後の流れとしては、手続上は設工認対象とするべきだというような指導というか、話になるのだと思うのですが、いかがでしょうか。

【三菱原子燃料株式会社】

三菱原子燃料の清水でございます。

事業許可の段階から分析設備につきましても記載がされてございます。

これも、ご指導の下に、極めて軽微なものではございますけれども、何らかの理由を結びつけをいたしまして、記載をしております。

【三菱原子燃料株式会社】

少しつけ加えます。

事業許可の段階におきましては、この全部の設備を個々に出しているわけではなく、分析設備の中で、例えば、不純物分析設備のような形で大きくりなものとして設備が登場するものでございます。

それぞれに対して、具体的にどういう機能を持たなくてはいけないか、どういう安全機能を持たなくてはいけないかということが定義されているわけではなく、大きくりの分析設備が、こういう設備がございますという形で登場しているものでございます。

それを、例えば、不純物測定設備を個々に分割していくと、5設備がこれに該当しますという形で結びつけられているというものでございます。

【中島委員】

ありがとうございました。

個々のというのをどこまで言うかというのは難しく、多分、規制側としては事業許可に載っているものであれば、全部ざっくりと設工認というような流れになるのかと思えますので、もともとの原因としては、事業許可の中での位置づけの明確さの問題かと思えます。私どもも小さいながら原子炉施設とか核燃料使用施設を持っていて、新規制基準対応をやっていましたが、横並びで、ほかの先行事例とかがたくさんあるとやりやすいのですが、どこで線を引こうかということが非常に難しく、規制側としては、できるだけ幅広くに規制の網をかけたいという思いは当然あるわけですから、ただ、そこは、最後は、あくまでも自分の事業所の安全の責任は事業者が自ら持つということで、しっかりと線を引くということを相手側にも納得してもらおうということが必要だと思っております。

今の話で、いわゆる耐震の留め具などの更新については、まず、現場としては、耐震性を向上しているということで、よかれと思ってやったことであって、結果としても、多分、耐震という安全性は向上しているのではないかと思います。

ただ、そこで、先ほどから分析の中にもありましたが、許認可上の手続き、設工認りの手続きが抜けていたと。これはミスですから、それは、本来、ちゃんと内部で教育していたり、情報共有されていれば防げたかもしれないけれども、ただ、いろいろな設備がたくさんあって、私自身はミスは起こってもしようがないと言ったら怒られるかもしれないですが、ミスは起こり得るものだと思っております。

それに対して、その後ですよ。ここにも書いてありますが、そこを自ら正すことができなかつた、指摘されるまで正すことができなかつた。そこがやっぱり一番大きなところだと思っておりまして、そのこのところを、今回、Root cause analysisまでやられて、それなりの体制、教育などをやられているので、今後は、しっかりとやっていただけるかなと思います。そのこのところは、私はそれでいいのかと思っております。

ただ、一つ心配なのは、今回のように良かれと思ってやったことで、結局怒られてしまったわけですよ。そういうことで、新規制基準とか新検査制度の先ほども話がありましたが、パフォーマンスベースの規制をするのだと。要するに、実質的な安全性がちゃんと上がれば、多少、手続的な細かいところは抜かしてもと言ったら怒られるかもしれないですが、そんな細かいところを見るのではなくて、本当にパフォーマンスが上がっているかどうかを見たいのだというところであれば、自らどんどん改善して、良くしていこうというパフォーマンスを自ら上げるという、そういった動きに対して、今回の色々な措置が逆にそれを抑制してしまうというか、芽を摘んでしまうことになるのではないかと。

結局、現場としてみれば、ちょっとこれは古いけれども、これを改造するには、設工認とか色々な面倒くさい手続をしなくてはいけない。それだったら今のままだでも何とか検査は通りそうだからこのままだってしまいたいでしょうと、そういう考えに会社の中が染まってしまう方が怖いですね。ちょっと怪しいものは予防的に変えましょうとかという改善がどんどん出せるような雰囲気で行っていく。そういうところも踏まえた上でしっかりと規制に対応するというところが大事だと思っております。

ちょっと上手くまとまらないのですが、そういったことで、今回の措置によって、自ら改善するという芽を摘まないようにしていただければ良いと思っております。

あと一つ、確認なのですが、今日、公開の資料の中で幾つかマスキングがあって、これは、多分、取扱いウラン量とか、機微な情報が書いてあるものなのであれば仕方ないのですが、例えば、Root cause analysisの絵とか、新しい体制の絵とか、教育とか色々やっているところも結構マスキングがあったりしています。私はマスキングの基準が良く分からなくて、こういう委員会の場で委員に説明するのも重要なのですが、こういったものを県民の方に見てもらって、どれだけ改善したかということを理解してもらおうということが重要だと思いますので、そういった意味では、機微な情報で本当にだめなものはだめですが、しっかりとやっている姿を見せるという意味では、もうちょっとマスキングの部分はご検討をされたほうが良いのではないかと思います。

これは、県のほうともご相談していただければ良いと思っております。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

【三菱原子燃料株式会社】

ありがとうございます。

今ご指摘をいただいた件、ごもっともだと思っています。

まず最初にお話しいただいた、良かれと思ってやったことに対して、それをだめだというようにすると芽を摘む可能性がある。私どもも、そういう意味では、風通しの良いといえますか、きちんとした体制を取っていきたいということがございまして、業務改革推進室を設けて、みんなの意見を吸い上げていく。それから、私自らがタウンミーティングであるとか現場ウォークにも行って、みんなの意見を聞いて、改善点をピックアップして、それがもし設工認に変更の可能性があるのであるならば、それを早期に申請していくというような姿勢できちんとこの辺はやっていくことで進めてございまして、ご理解いただきたいと思えます。これが1点。

それから、マスキングにつきましては、私どもの社内資料等が多数あり、そういう意味で、かなり過剰にかけさせていただいてしまっているところもございまして、そこは県のほうと調整させていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

【寺井委員】

寺井でございます。

ご丁寧なご説明、ありがとうございました。

トップマネジメントを強化されるということに関して、社長さん自らがしっかりとご説明いただいたということは、その一つの表現かと理解をいたしております。ありがとうございます。

私も、中島委員がお話しになったのは、まさにそのとおりだと思っております、完全に同意するものでございます。

そういう意味では、実際に、今回問題になったのは、規制庁の立入りのときの虚偽説明と文書改ざん、ここのところだと思うのです。これは、多分、本質的な問題で、それ以外のところは、設工認をもう一回、申請を出せば済む話なので、時間はかかりますけれども。

そういう意味では、18ページで、水平展開でそのほかも調べたところ、色々と記載見直しが必要なものが出てきたということで、これについては、改めて設工認申請をされるという話なので、それで良いのだろうと思えます。

だから、まさにこのプロセスを踏んでいけば、今回、何の問題にもならなかったということかなというふうに理解をしておりますので、そういう意味では、虚偽説明と改ざんのところが一番のポイントで、そこところが、企業としての体制の問題、あるいは意識の問題、そこところが指摘されているのだろうというふうに理解をしております。

核燃料とか耐震の観点から言えば、先ほど、中島委員もおっしゃいましたように、何の問題もない、むしろ良くなっている方向という理解をしておりますので、これについては、そういう形でしっかりと県民の方々にご説明いただければ良いのかなと思えます。

この資料が、多分、今後、茨城県のホームページに出て、一般の方々のご説明に使われるという話になりますので、やや幾つか分かりにくい文言がございまして、これをご指摘しておきたいと思えます。

まず、設工認という言葉なのですが、これは規制庁も設工認、設工認と言っていますし、関係者はそういうふうに使っていますので、もう普通の単語になっていきつつあるかなと思うのですが、一般の方が聞いたときにちょっと分かりにくいですよね。

多分、これは、設計及び工事の計画の認可とか、そのようなものが当初の文書だったと思うのですが、その辺の注釈をつけていただいたほうが良いのかなという気がします。

同じような話でいきますと、19ページの使事検というのがあるのですよ。これは僕は初めて聞いたのですが、使用前検査かなと思ったのだけれども、そうでもないのかな。この言葉も説明が全くないので、19ページだと思います。使事検内容の確認とか、使事検再検査とか、そういうのがあって、こここのところもちょっと分かりにくいな。

【中島委員】

使用前事業者検査の略ですよ。

【寺井委員】

これも注釈か何かをつけてもらおうと良いかなと思います。

それから、これは社会科学とか企業系の方はよくご存じだと思うのですが、24ページのCAPです。Corrective Action Programだと思うのですが、ネットで調べたら出てきますが、改善措置活動ですかね。この辺の話とか、それから、CSR研修、Corporate Social Responsibility、企業の社会的責任とでも言いますか、この辺のところも一般の方々にはなじみがない用語かなと思いますので、適切なところで注釈をつけてもらおうと良いかなと思います。

それから、あと1点だけ追加でお話ししますが、業務改革推進室というのを今回つくられて、それを実際に運用されるということなのですが、具体的な役割とか実施内容があまり見えないのですが、このあたりはどういうふうにお考えでしょうか。一言ではなかなか難しいと思うのですが、一般の方に分かるような形で表現していただくと良いかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【三菱原子燃料株式会社】

ありがとうございます。

まず、一番最後の業務改革推進室でございますが、これは、私どもの今のページでいきますと。

【寺井委員】

35ページに出てきますね。

【三菱原子燃料株式会社】

はい。その前の31、32、33ページあたり、もしくは34ページも含めてなのですが、私どものほうで、コンプライアンス、意識改革という活動を進めてございます。この活動のキーマン、要はそのコントローラーとして、当初は私（社長）が個人でやろうとしていたのですが、それは組織的に動いたほうが良いということで、業務改革推進室の機能の中に、こういうコンプライアンスであるとか、モチベーションアップの活動であるとか、そういうものをまず入れていくという活動をスタートしております。

それだけではなくて、会社の活動をもっと良くするにはどうしたら良いのか。例えば、風通しを良くするにはどうしたら良いのか、業務がもっと簡単にうまく回るにはどうしたら良いのか、その資料のやり取りをどうやったら良いのか、そういう細かい部分の課題点を摘出して、みんなで考えて、それで活動に移していく。そういうようなテーマを拾い上げて活動するというところが彼らのミッションでございますので、今はまだコンプライアンス系、モチベーション系みたいなものを中心に活動していますが、そのうち、業務改革系等、そういうものも検討していきたいと考えてございます。

それから、注釈等はこれから付けさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それと、一番最初のほうにコメントいただきました、企業としての体制とか、意識の問題であるとか、そういうものが非常に重要だと思っております。

私も、社長に就任して以降、意識の問題は非常に重要だというふうに捉えてございまして、先ほど、コンプライアンス系の話の中でも、私が講話をしたというお話も差し上げましたが、社員のみんなとの対話、講話等を含めて、意識をどうやって同じ方向に持っていくかということに苦心しているという状況をご理解いただきたいと思います。

以上です。

【寺井委員】

どうもありがとうございました。

社員の意識向上というのは極めて重要だと思います。

ただ、労働組合との関係とか、色々あるのだろうと思っておりますので、色々ご苦勞はもちろんされると思うのですが、例えば、マスクングがかかっていたが、MNFの社員行動指針というのを全員の方がポケットに入れておられるというお話ですが、ここまで言って良いかどうか分からないのですが、例えば、この内容についての確認署名みたいなものをそれぞれ社員各位からいただくとか、そこまでやると労働組合とのあれがあるかもしれないのですが、そういうのが一つのエビデンスになるかなという気もいたしますので、実際にそういうことをやっておられる会社さんもあると伺っておりますので、そのあたり、オブリゲーションというわけではないのですが、少しご検討いただくと良いかなと思いたしました。

以上です。どうもありがとうございました。

【古田委員長】

では、安委員、お願いいたします。

【安委員】

弁護士の安でございます。

お話を詳しく聞かせていただきまして、ありがとうございました。

社長を含めて、会社が今回の事案を通じて、コンプライアンスに再注目をしていただいて、それについてきちんと行動していただくというお気持ちになられているということが良く伝わってきたと思います。

その上でなのですが、若干の質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど、業務改革推進室のお話がありました。構成メンバーについて教えていただければと思います。社長が入っているのは分かったのですが、そのほかはどんな方をメンバーとされているのでしょうか。

【三菱原子燃料株式会社】

これは、社長直属のメンバーで構成してございまして、現在はまだスタートして数か月しか経ってございまして、正式なメンバーとしてはまだ数人でございます。部長クラスを室長にして、数人のメンバーで議論をしているということでございますが、そのメンバーの他、各部課、工場各課の単位のメンバーと一緒に、核になるメンバーが議論をして、何か問題はないか、これはどうしたら良いかということを経験していきというふうな仕組みにしているところでございます。

【安委員】

ありがとうございます。

そうすると、基本的には内部の人材からピックアップしてということを考えているのですね。

この点について、1点だけ、推奨させていただくと、今回の一件もそうですし、色々企業の不祥事を見ていると、会社内部の人たちが色々考えると、どうしても会社を守るとか、自己保身とか、そういうことに傾きがちなのかなという気がします。そういう意味では、今回、親会社の重工さんのほうから人を入れるということですが、御社の場合は、理系的な頭というか、技術者の方の塊なのではないかと、そういった観点で物事を色々考えられるのかなと思います。全然門外漢の法務からすると、どうしても規律だとか、組織・会社を守る方向に注力するのではないかと懸念があります。そういう意味では、業務改革推進室をせっかくだけつくられたのだから、外部的な視点として毛色の違う人材、弁護士が適材なのかは議論があると思いますが、そういう外部的な視点を少し入れられたほうが、今後、コンプライアンスとかを推進する上では気づきがあるのではないかなと思います。

それから、もう1点の質問事項としては、事実関係についてですが、御社の説明資料の15ページのところで、本件の事案分析の経緯を書かれているところがありまして、12月に原子力規制庁からコメントをいただいたというときに、事実と異なった回答をしたとか、不適切な差し替えをしたというふうに書かれているのですが、その後いきなり、自主的に徹底的な調査を開始したというふうに書いてあるのですが、一度隠蔽したにもかかわらず、そこで自分たちで調査しようと思ったきっかけが何かあったのでしょうか。

【三菱原子燃料株式会社】

一旦不適切な差し替えをしたことを説明して、ご理解はいただいたのですが、ただ、それでも十分にご理解をいただいてなく、ここはきちんとご説明をすべきだというふうの方針転換をしているというところでございます。

【安委員】

今の経緯からすると、少なくとも、社内的にもこの問題はまずいだろうというふうにお考えになられた方がいて、その結果、そういう方向に議論が進んでいったということなわけですね。

であるならば、どうして最初の段階、初期の段階でそういった意見を吸い上げられなかったのかというところが御社の問題点なのかなと思います。

ここから先は、また一般論的な話にもなるのですが、コンプライアンスという言葉が日本の社会に浸透し始めてもう10年以上経つと思うので、大体皆さんコンプライアンスということについてはご存じだと思います。企業の皆さんもコンプライアンスを遵守しなければいけない、コンプライアンスが重要だというふうに言われていますが、そのコンプライアンスの中身を本当に理解しているかどうかというところが、我々から見ると、言葉だけになっていないのかなというところが非常に心配だと思っています。一般的に、コンプライアンスというのは法令遵守というふうな言い方をされますが、そこで言う法令というのは、では、規制法令だとか、法律だとか、条令だとか、そういった法規範と言われるものに該当しなければ、それに違反しなければ良いのかということ、それだけではないということですよね。その先、もしくはその上か下なのか分からないですが、本来こうあるべきだという人としての規範だとか、あとは社会通念だとか、道理だとか、一般常識だとかというところにそもそも反しているものが、仮に法令などに違反していないとしても、やって良いといえるかという問題だと思います。だから、ここで言うコンプライアンスということ強くいろいろと教育されたりとか研修されたりする中で、声を大にして言っていたきたいのは、決して法令とか条例とかそういうものだけなわけではない。人としてまずどうあるべきか、会社としてどうあるべきかというところを肝に銘じていただいて、それに反するようなことはやらないし、やらせないしというところで、先ほど社長がおっしゃっていましたが、会社の風通し、今回の問題も、一人はそう思ったけれども、結局、組織として、そういう意見をちゃんとそうだねと言ってあげられなかったというところが大本の原因なわけですから、そこを自由に言えるような風土にさせていただく必要があるのだと思います。

ちょっと言い方が厳しくなってしまうのですが、正直、今回の中島委員や寺井委員のご意見にもありましたが、良かれと思ってやって、違反の度合いとしては軽微だというご判断も出ていますが、そういう軽微な事象ですらこれなわけですよ。

要するに、我々が何を懸念するかというと、軽微な事案ですら隠すのだから、重大な事案だったらもっと隠すでしょうということになってしまうわけです。社会とか国民とかは多分そう思うのだと思うのです。だから、そうではない、軽微な事案でもちゃんと対応します。ましてや重大な事案はもっとちゃんと対応しますという姿勢を示していただくというのが、こういう特殊な原子力とかに関わられる方々が、社会に対してきちんと説明して行って、信頼されるということの根本的な、基本的な問題だと思います。この点につきましては、今回、軽微だったからまだこの程度で良いのかなと思うのだけれども、そこには本質的にはものすごく大事な問題が根づいているというか、固まっているというか、そこがあるのだということは良くご理解いただいた上で、今後、より良く改善していただければと思います。

すみません、最後はちょっと意見があったところになってしまいましたが以上です。

【古田委員長】

何かございますか。

【三菱原子燃料株式会社】

ちょっとご回答させていただきたいのですが、よろしいですか。

ありがとうございました。

そういう意味では、私どもの中でどうやってコンプライアンスというか、社会通念、人として、風土改革とおっしゃいましたが、そういうところをきちんとやっていくべきかというところを常に考えているところでございます。

私どもの中の活動でそういうところに注力をしていきたいと思っております。

第三者的などというお話をされました。内部の人間だけだと、ちょっと凝り固まった考えになってしまう可能性もゼロではないということで、改革室の中に色々なメンバーをという中には、実は、技術系だけではなくて、事務系、営業、そういう者は当然入れてあります。それと、今日来ておりますが、重工からQMSの専門家を入れ、そういう第三者の目、重工なので2.5者かもしれませんが、第三者の目で、きちんと牽制機能、監査機能、そういうものを働かせていきたいということで、彼もそういう意味では改革推進室のメンバーとして加わっております。

もうちょっとそういう意味で広げて、色々な観点での確認をしていきたいと思っておりますので、今日いただいたご意見を参考にさせていただいて、これからも活動を進めていきたいと思っております。

特に、軽微な事案、それから、それ以上の事案に関しても、どうやって風通しよく拾い上げていけるかというところがポイントだと思っておりますので、CAPというシステム、このあたりをうまく使っていきながら、事案をうまく拾い上げていけるように、これからも努めていきたいと思っております。

ありがとうございました。

【安委員】

ちょっと補足だけさせていただきますけれども、皆さん、もう当然のごとくご存じだと思うのですが、これまでの日本の企業とかの在り方というものから、ここ数年来で、大分、その方向性というか、肌色が変わっています。

それは何かというと、物事に対して誠実であるということとか、きちんと説明責任を果たすとか、そういうあたりの社会的責任をきちんと負える企業が残っていくべきだという話になっていると思っております。

ですので、ちょっと耳が痛い話かなと思うのだけれども、そういう説明責任をきちんと果たせるような会社になっていただきたいですし、それを県民も期待していると思っておりますから、そういったところはきちんとやっていただくと。

あと、先ほどの業務改革推進室に第三者を入れるという話もそうなのですが、例えば、こういう不祥事事案が起こったときの検討メンバーみたいなところにもやっぱりそういうものは入れるべきだと私は思いますので、そこもまた検討していただければというふうに思います。

【古田委員長】

中島委員。

【中島委員】

今の安委員の質問・回答に関連しての事実確認だけなのですが、規制庁の資料で、参考資料1-2の中に事象の説明というのがあって、3ページの真ん中ぐらいに、工事記録の確認等で、検査官が当該設備の補強金具等が現状の状況と異なっている写真を発見して、これについて質問したところ、許可以前とは変わっているという事実を認めたということになってございますので、当然、繰り返し色々質問されたという中に、こういったこともあってということでの回答かと理解させていただきたいと思います。

【古田委員長】

桐島委員、お願いいたします。

【桐島委員】

桐島です。ウェブから失礼いたします。

今回の経緯について、今日のスライドの14、15枚目あたりのご説明に対しての私の受止めは、今まで委員の皆様がおっしゃっていたのとほぼ同感でございます。

変更する必要があったものを、変更が要らないと思ってやってしまったという、これはミスで、こういうことは起こり得るので、なるべくこういったことが発生しないような対策を起こるたびに積み上げていくということを繰り返すしかないと思います。

今回、実際にそれをやられていると思います。

また、後段の隠蔽に走ってしまったということに関しては、これはもう企業文化の問題ですので、こういったことが起こった以上は、教育等々をしっかりとやっていくということで進めるしかない。

その意味では、今日のスライドで出ていた23ページ目のようなことを繰り返すというのは本当に必要なことだと思えました。

これは、原子力業界にとっては、三菱原子燃料さんに限ったことではなくて、すごく重要な教訓教材だと思いますので、ほかの委員の先生からのコメントにもあったように、ぜひマスキングしないで済むところがあるのであれば、少しでも出して、他社さんにもしっかり見ていただいて、有益な財産として、失敗も財産だと思いますので、それを積み上げていけば良いかなと思えました。マスキングについてはご検討いただけるということでしたので、よろしく願います。

1点、質問したいことがあったのですが、13ページ目も実際の事実に関する話なのですが、作業台、アンカー、拘束金物等々が出ていて、これも記載事項だったので変更申請しなければいけなかったということです。

これについてなのですが、規制当局は、例えば、作業台やアンカー等の耐荷重性とか耐震強度といった技術的な情報というのはきちんと記録・把握しているのでしょうか。三菱原子燃料さんはそれを報告しているのですか。

【三菱原子燃料株式会社】

三菱原子燃料の清水でございます。

こちらの設備は三類設備でございます。基本的に、耐震の基本方針を説明させていただくということになっております。

一般産業品でございますので、数値等につきましては報告義務はございません。

したがいまして、資料のほうには結果というのが記載してございません。これは事業者として確認をするというような形でやっているものでございます。

【桐島委員】

そういうことになりますと、現場の人たちは、例えば、このアンカーを別なものに変えるといったときの変更、書類手続きをやるということがそれほど現実的な意味を持たないという感覚は多分あったのだと思うのですよね。私も率直に感じます。規制するほうも、この作業台の耐荷重とかを把握していないのであれば、それを変えたときに、なぜまた申請が要るのだろうと感じてしまったのかなと。

そうしたときに、結局、今回の経緯で言うと、更田委員長の6月13日の発言で、ここまで要らないのではないかとということで改善がなされていくことになるのですが、これを更田委員長が言う前に、規制当局とコミュニケーションを図られていると思うのですが、そういったときに、会社側のほうから、規制当局に対してここまで要らないのではないかとといったような要望なり意見なりを言ったことというのはこれまであったのでしょうか。

【三菱原子燃料株式会社】

大和矢でございます。

設工認の申請時点においては、かなりの議論を規制庁とやらせていただいております。

ただ、規制庁としては、先ほど、委員の先生からもございましたように、詳しく書くようにというようなご指導があって、それにのっとって書いたものでございます。

【桐島委員】

なるほど。ここまでは本当になぜ要るのですか、要らないのではないのですかというコミュニケーションを公開の場でもやっておけば、もしかしたらもう少し早い段階で更田委員長発言のようなものがあつたのかもしれないと思いますので、やはり当局とのコミュニケーションもなるべく積極的にやって、より良い規制になっていくことを期待しております。

私からは、以上です。

【三菱原子燃料株式会社】

ありがとうございます。

6月の私どものウェブ面談においても、規制庁と、これからきちんと会話をしていきたいと思いますということでお約束いただきましたので、これからも、そういう意味では、規制側のほうと私どもとの間での会話というのを続けていきたいと思っております。

ありがとうございました。

【桐島委員】

ありがとうございました。

【古田委員長】

それでは、一巡しましたので、私から2点だけ質問させていただきたいのですが、ちょっと細かいことですが、1点目は、16ページに図がありまして、不適合事象、不適合処置、是正処置、予防処置、それからRCAとありますが、この後、不適合処置、是正処置とあって、水平展開とあるのですが、これは予防処置が書いてあるのだけれども、水平展開の説明になって、RCAの説明になっていますが、この関係はどうなっているのですか。この図と何となく対応していないような気がするのですが。

【三菱原子燃料株式会社】

三菱原子燃料の大牟田でございます。

16ページに記載しているものは、一般的な不適合の処置の流れを記載してございます。不適合事象が発生しますと、不適合の処置で不適合を取り除いて、それから、是正処置としまして不適合の再発防止をします。それと、必要に応じて再発を未然に防止するという意味で予防処置というのを実施しているというのが一般的な流れになっています。

今回、水平展開のところを記載してございますが、ここは、実際は、ほかにもないかという意味で総点検を行ったというもので、一般的な流れとは少し違うものと思います。

よろしいでしょうか。

【古田委員長】

一般的な流れには水平展開はないのですか。普通はやりますよね。

【三菱原子燃料株式会社】

普通はやるのですが、当社の不適合の処置としての流れとしては、予防処置という位置づけで実施されているというところがございます。

【古田委員長】

一般的には、水平展開をほとんどがやりますよね。分かりました。

それから、対策のところ、安全文化の醸成というのがあって、安全文化の醸成は、こういうケースが出てきたとき、必ず対策として出てくるし、それから、前からもう随分と色々安全文化の醸成活動はやられていたと思うのですが、今回の件で、特に安全文化の醸成ということで、具体的に何をされるのかということをお聞きしたいのですが、今回はコンプライアンスの意識ということについて特にやられるというふうに理解してよろしいのですか。安全文化の中でも。

【三菱原子燃料株式会社】

三菱原子燃料の浅田でございます。

安全文化の醸成につきましては、私も重工時代からずっと色々なことをやってきておりましたが、まず、今回の事例を受けて真っ先にやったのは、資料の34ページにもありますように、社長が自らみんなの前できちんと語るという社長の講話です。この中身に何を入れるかとか、そういうところからまずスタートして、それ以外にも社員の声を色々な場で聞いておりますので、それに対して、社として真摯に取り組んでいるか。できていないものを、きちんと年間の計画を立てて、しっかりとやっていって、一体感を高めるというか、そういう活動をやってきてございます。

それ以外にも、先ほどちょっとありましたが、現場が新規制の工事で非常に作業性も悪くなっているようなところもございまして、一方で改善をしたい。改善するためには、先ほどの設工認の変更が要るとか、そういう話もありますので、今、CAPの仕組みを強化して、もう少し使いやすくして、現場から色々な声をきちんとすくい上げて、然るべき手続きを取って、現場の改善がしっかり行えるようにというのも安全文化醸成活動の中で取り組もうとしています。

あと、内部だけではなく、外部で色々な安全文化醸成活動をやられていますので、そういったものの情報も取り入れて、MNFとしても、それを参考にして、できることをどんどんやっていくということで、年間の実行計画を立てて、順次、進めているところでございます。

以上です。

【古田委員長】

分かりました。

一言で言って、多分、風通しを良くするという感じだと思いますが、風通しを良くするという活動はなかなか継続的にやるのは大変ですが、今回の件が風化しないように、継続的にその活動をやっていただければというふうに思います。

よろしく願いいたします。

【三菱原子燃料株式会社】

分かりました。ありがとうございます。

【古田委員長】

ほかにございますでしょうか。

一応、一巡、皆さん発言されましたが、追加で何かございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

はい、寺井委員。

【寺井委員】

先ほど、安委員からもご指摘がありましたが、会社の顧問弁護士っておられると思うのですが、この件に関しては、顧問弁護士さんはどういうふうなご対応だったのでしょうか。

【三菱原子燃料株式会社】

三菱原子燃料の総務部の小林でございます。

顧問弁護士の先生は、商法上の関係と、コンプライアンス上の専門の先生といらっしゃるのですが、今回の件につきましてご報告を差し上げています。

対策について、中身のご確認をいただいております、特にコメント自体はいただいております。やることをしっかりやってくれということで、今、順次、進めている状況でございます。

【寺井委員】

ありがとうございます。

先ほど、第三者の目をとというご指摘があったと思うのですが、監査のやり方みたいなどころですよ。会計監査だけではなくて、こういう事業に対する監査みたいなどころも何らかの工夫でやっていただくと良いのかなと感じてございます。

私自身、小さな組織におりまして、いつもその辺は実感しておりますので、一言申し上げました。

以上です。

【古田委員長】

ほかにございますでしょうか。

では、中島委員。

【中島委員】

度々申し訳ないです。

先ほど、桐島委員からもあったかと思いますが、今回の事例とかは、同じような業種の方々に情報共有をぜひ図っていただきたいということ、それから、規制との対話の中で、特に、安全施設の区分の考え方とか、多分、今後も見直しを継続的にやっていくべきかと思っておりますので、そういったところも、同じ加工事業者とか、あるいは核燃料の関係の横並びで、1社だけではなくて、そういった形でしっかりと声を上げていくということは重要だと思っております。

電力会社は、電事連さんとかが声を上げてやっておりますが、加工事業とかになると、それに比べるとつながりが弱いのではないかと思っておりますので、そういったところもしっかりと協力してやっていただければよろしいかなと思っております。

以上です。

【古田委員長】

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

桐島先生、よろしいですか。

では、ほかにございませんようでしたら、三菱さん、何かございますか。特によろしいですか。

それでは、本日の議論をまとめさせていただきたいと思っております。

まず、本事案につきましては、原子力安全に影響を及ぼすものではないものの、工程を優先すべく、意図的に文書差し替えを行うというような、法令遵守意識が欠如していたことは、県民の原子力事業者に対する信頼を大きく損ねるものであったと思っております。

本日、ご意見をいただきました、例えば、資料の用語の使い方とか、それから、機微情報の範囲について、もう一回、ご検討いただくといった点、それから、外部視点の導入とか、コンプライアンスについての本質の理解、議論といった、そういう点につきましてご検討いただいて、必要があるところは説明資料に反映させていただきたいと思っております。

なお、資料修正につきましては、確認は、私にご一任いただければというふうに存じます。

その上で、本日ご説明がありました本事案の再発防止策につきましては、新規制基準対応工事における品質管理体制の強化及び社内の法令遵守意識の徹底に向けた体制の再構築に関しまして、概ね適切な検討がなされたものと判断いたしますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、最後に、三菱原子燃料株式会社におきましては、本日ご説明いただいた再発防止対策に係る取組を一過性のものとすることなく、会社としてしっかりと継続していただき、県民の信頼回復に努めていただきたいと思います。

本日の内容としては、以上ですが、最後に、事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】

事務局でございます。

県といたしましては、本日の結果を踏まえまして、再発防止対策の実施状況などについて立入調査を行って、その結果について公表してまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

【古田委員長】

それでは、本日は、これで終了といたします。

進行を事務局にお返しいたします。

【事務局】

古田委員長、ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議を賜り、誠にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の安全対策委員会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。